

令和5年8月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集
結果について

警察庁において、令和5年6月9日から同年7月8日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、243件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第62号）

2 命令等の案を公示した日

令和5年6月9日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 243件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 229件

電子メール 14件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定を適用しないこととしている暫定措置関係（道路交通法施行規則附則第6項関係）

安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10第6号及び第7号の一部。以下「アルコール検知器活用義務化規定」といいます。）を当分の間適用しないこととしている暫定措置を廃止することに対しては、

○ アルコール検知器の導入準備のため、少なくとも、来年4月以降から施行するか、公布から1年経過後に施行してほしい

といった御意見があった一方、

○ アルコール検知器が容易に入手できるようになっていることから、令和5年12月1日から施行すべきであり、改正案に賛成である

といった御意見がありました。

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第54号。以下「令和4年改正府令」といいます。）により設けられた道路交通法施行規則附則第6項の規定により、安全運転管理者に対するアルコール検知器活用義務化規定を当分の間適用しないこととする暫定措置がとられているところ、この度の改正は、同項を削除し、当該暫定措置を廃止するものです。

この点、安全運転管理者等に対するアンケートの実施結果や、アルコール検知器の製造事業者等から成る業界団体の意見等を踏まえると、アルコール検知器の供給状況は改善傾向にあると認められるほか、飲酒運転の防止を図るためには、できる限り早期に、令和3年11月に公布されたアルコール検知器活用義務化規定を施行することが望ましいと認められることから、原案のとおり施行することとしたものです。

2 その他

改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- アルコール検知器活用義務化規定を削除すべきである
- 一部の業種については、アルコール検知器の活用義務を免除すべきである

といった御意見がありました。

業務使用の自動車による飲酒運転等の法令違反の防止を図る上で、自動車の使用者や安全運転管理者の役割は大きいことから、安全運転管理者の選任が必要な全ての事業所において、アルコール検知器活用義務化規定に基づき、飲酒運転防止に一層取り組んでいただきたいと思います。